

平成25年度の東京労働局管内の監督署による監督指導の結果
遡及支払金額が100万円以上になった142企業の状況が公表されています（一部を記載）

対象企業数	142件 (対前年度比17件増)	商業が51件と最も多く、次いで、その他の事業（情報処理サービス業等）22件、製造業12件、接客娯楽業11件の順であり、これら業種で全体の7割弱を占めている。
対象労働者数	29,665人 (対前年度比15,125人増)	商業が14,601人と最も多く、次いで、接客娯楽業8,102人となっており、この2業種で全体の8割弱を占めている。
遡及金額	22億1,517万円 (対前年度比 4億5,053万円増)	商業が10億532万円と最も多く、次いで、接客娯楽業5億4,480万円となっており、この2業種で全体の8割弱を占めている。 1企業あたりの支払金額は1,560万円、労働者1人の平均支払額は7万5千円です。

遡及支払金額が3億6千万円を超えた事例（接客・娯楽業）

【監督署の指導内容】

労働時間はIDカードによる在社の確認と各自の自己申告により把握し、把握した時間に基づき割増賃金を支払っていたが、自己申告された労働時間と在社時間の記録に乖離が認められた。調査の結果、記録された在社時間と把握された労働時間の差の中に未把握の労働時間が認められ、労働時間が適正に把握・管理されていないことが判明したことから、過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導された。

【是正方法】

過去に遡って割増賃金を清算するとともに、再発防止のため、自己申告により把握した労働時間と在社時間の記録に差異が生じないよう労働組合と協力してチェックを行うとともに、差異がある労働者についての実態確認や店舗への指導を徹底することとした。

平成26年度における東京労働局管内の監督署による送検事例が公表されています（一部を記載）

（大半が罰金刑の適用対象となり、適用されると市区町村の犯罪人名簿に少なくとも5年間は登録され、検察庁には前科登録されます）

1. 託児所経営者を最低賃金法違反の疑いで逮捕・送検した事例

八王子労働基準監督署町田支署長は、平成26年9月10日、託児所経営者を最低賃金法違反の疑いで逮捕し、平成26年9月11日、東京地方検察庁立川支部に同経営者を身柄とともに送検し、当該託児所を経営する法人も書類送検した。

【事件の概要】

被疑会社は、東京都多摩市に登記簿上の本店を置き、東京都町田市において、託児所を営む事業主、被疑者は、同会社の代表取締役として、その事業全般を統括管理するものであるが、被疑者は、被疑会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、労働者Aの平成24年1月分賃金17,250円及び労働者Bの同年2月分賃金80,690円の合計97,940円を所定の各賃金支払期日である同年2月29日、同年4月4日に全額支払わず、もって法で定める東京都最低賃金を支払わなかった。

【参考事項】

被疑会社は、平成23年7月に託児所の運営を開始するまでは、清掃業を営んでいたが、清掃業を営んでいた平成23年4月から労働者に対する賃金不払を繰り返し発生させ、平成24年10月までの間に、労働者14名（清掃業従事者6名、託児業従事者8名）が、不払賃金（合計約221万6千円）の行政指導による救済を求め八王子労働基準監督署町田支署に申告に及んだ。

八王子労働基準監督署町田支署では当該申告を受け、被疑者に対して、不払賃金を支払うよう行政指導を行ったが、被疑者は「退職した労働者には支払わない」等と主張して、当支署の行政指導に従わず、現在も支払われていない状況である。

被疑者は、当支署による再三の出頭要求に応じず、罪証隠滅のおそれもあったことなどから、逮捕の上、送検された。

2. 賃金不払残業を行わせたスーパーマーケット経営会社を書類送検した事例

江戸川労働基準監督署長は、スーパーマーケット経営会社及び同社代表取締役等を労働基準法違反の容疑で、平成26年6月2日、東京地方検察庁に書類送検した。

【事件の概要】

スーパーマーケット経営会社代表取締役は、同社が経営する東京都江戸川区内に所在する食料品スーパーマーケット2店舗において、平成25年5月21日から平成25年7月20日の間、労働者32名を法定の労働時間を延長して労働させながら、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金合計654万3,783円を支払わなかった。

スーパーマーケット経営会社に対しては、江戸川労働基準監督署労働基準監督官が、割増賃金の不払につき是正指導し、その是正措置結果について、労働基準法第104条の2第2項に基づき是正報告をするよう求めていたが、同社代表取締役は、同社部長A及び課長Bと共謀し、平成25年10月1日、同労働基準監督官に対し、実際には支払をしていないのに、同社労働者71名の過去の賃金不払残業に対する割増賃金2710万0,821円を遡及して支払ったとする虚偽の内容を記載した是正報告書を提出した。

【捜査の端緒】

同社に対しては、平成24年8月、平成25年6月に割増賃金の不払については是正するよう監督指導を行ってきたが、同社はその指導にもかかわらず違反行為を続けてきたものであることから捜査に着手した。

また、同社は、当署の是正指導に対し、不払の割増賃金を遡及して支払ったとする是正報告を行っていたが、捜査の過程で、本社ほかを自宅捜索したところ、同社は実際には遡及支払を行っておらず、同報告が虚偽の報告であったことが判明した。